

改正

平成28年9月6日告示第227号

伊賀市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行令（平成26年政令第347号）、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「国要領」という。）及び三重県多面的機能支払事業実施要領（平成26年4月1日付け農林水第113-48号の10農林水産部長通知）に基づき、活動組織等が行う活動に要する経費に対し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算の範囲において交付金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に定める広域活動組織又は活動組織をいう。

(交付金に係る事業計画の申請及び認定)

第3条 交付金の交付を受けようとする活動組織等は、国要綱及び国要領に基づき、交付金に係る活動計画書に対象組織の運営に関する規約等（以下「規約等」という。）を添え、事業計画の認定を受けようとする年度の5月31日までに、市長に申請をしなければならない。

2 活動組織等が前項に定める活動計画書又は規約等を変更したときは、国要綱及び国要領に基づき、変更があった年度の実績報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日までに、変更があった活動計画書に規約を添え、市長に報告しなければならない。

(交付金の交付対象及び交付額)

第4条 交付金の交付対象及び交付額は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。ただし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動を支援の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第5条 交付金の交付を受けた活動組織等は、農地維持活動及び資源向上活動（共同）に係る交付金と、資源向上活動（施設の長寿命化）に係る交付金は、区分して経理しなければならない。

（交付金の交付申請）

第6条 交付金を受けようとする活動組織等は、多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付金の変更交付申請）

第7条 交付金の変更交付を受けようとする活動組織等は、多面的機能支払交付金変更交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、交付金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに予算の範囲内において交付金の交付を決定し、多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第3号）により活動組織等に通知をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項に修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

（変更交付決定）

第9条 市長は、交付金の変更交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金の変更交付を決定し、多面的機能支払交付金変更交付決定通知書（様式第4号）により活動組織等に通知をするものとする。

（申請の取り下げ）

第10条 活動組織等は、規則第8条に規定する申請の取り下げを行う場合は、その旨を記載した書面を三重県知事に提出しなければならない。

（交付金の概算払）

第11条 交付金は、交付決定額の範囲内で概算払とすることができる。

2 活動組織等は、交付金の概算払を受けようとするときは、多面的機能支払交付金概算払請求書（様式第5号）に口座振込依頼書（様式第6号）を添付して、市長に請求しなければならない。

（着手及び実績報告）

第12条 活動組織等は、国要領第1の9の(1)及び同要領第2の10の(1)に規定する実施状況報告書を作成し、金銭出納簿、活動記録、通帳の写し及び作業写真整理帳その他必要な書類を添えて、事業計画が認定された翌年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条に規定する補助事業等着手届の提出は要しないものとする。

(実施状況の確認)

第13条 市長は、第12条に基づく実施状況の報告を受けたときは、国要綱及び国要領に基づき、実施状況の確認を行うものとする。

(交付金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告に基づき交付金の額を確定したときは、多面的機能支払交付金額確定通知書(様式第7号)によりその旨を活動組織等に通知するものとする。

(活動の廃止)

第15条 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、多面的機能支払交付金の活動廃止申請書(様式第8号)により市長に申請しなければならない。

(交付金の返還)

第16条 市長は、国要綱別紙1第10及び同要綱別紙2第10に定める返還が生じた場合又は第15条に規定する活動の廃止があった場合は、様式第9号により活動組織等に通知し、国要領第1の16の(2)のア及び同要領第2の18の(2)のアの手続きにより、別に定める期日までに交付金を返還させるものとする。

(交付金の繰越し)

第17条 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内に限り、年度の終了時に実績報告に基づく交付金の確定額が交付決定額よりも少なかった場合は、規則第19条第2項の規定に関わらず、差額を翌年度に繰越すことができるものとする。

(交付金の精算)

第18条 市長は、活動組織等が事業計画に定める活動期間終了年度末において交付決定額に残額が生じた場合は、様式第10号により活動組織等に通知し、別に定める期日までに当該残額を返還させるものとする。

(交付決定前の活動)

第19条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月6日告示第227号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 交付の対象 | | 地目 | 10アール当たりの交付単価 |
|--------------|---------------|----|--------------------|
| 農地維持活動 | | 田 | 3,000円 |
| | | 畑 | 2,000円 |
| | | 草地 | 250円 |
| 資源向上活動（共同） | 100%単価 | 田 | 2,400円（2,000円（※2）） |
| | | 畑 | 1,440円（1,200円） |
| | | 草地 | 240円（200円） |
| | 75%単価 （※1） | 田 | 1,800円（1,500円） |
| | | 畑 | 1,080円（900円） |
| | | 草地 | 180円（150円） |
| 資源向上活動（長寿命化） | | 田 | 4,400円（3,666円（※3）） |
| | | 畑 | 2,000円（1,666円） |
| | | 草地 | 400円（333円） |

（※1）農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

（※2）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

（※3）資源向上活動（長寿命化）のための活動に対する交付金の上限額は、10アール当たりの交付単価の欄に定める単価（国要綱別紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額とする。なお、国要綱別紙5の第3に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

別表第2（第4条関係）

| 交付の対象 | 交付額 |
|-------|-----|
|-------|-----|

| | |
|--------------|------|
| 地域資源保全プランの策定 | 50万円 |
| 組織の広域化・体制強化 | 40万円 |

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）

様式第5号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第14条関係）

様式第8号（第15条関係）

様式第9号（第16条関係）

様式第10号（第18条関係）